

令和 3 年 5 月 24 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03443

研究課題名（和文）「物の危険に基づく責任」の解釈論的・立法論的検討

研究課題名（英文）Research on Non-Contractual Liability Arising out of Damage Caused by Dangerous Things

研究代表者

山本 周平（YAMAMOTO, Shuhei）

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10520306

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の最終的な目標は、ドイツ不法行為法を手がかりとして、「物の危険に基づく責任」の理論的基礎と具体的規律のあり方を明らかにすることにあつた。検討の結果、この種の責任の再構成につながる示唆が一定程度得られたものの、ドイツ法において近時の議論が低調であることや、ヨーロッパ不法行為法との関係でも未解明の点があることから、本研究課題単独の成果とするのではなく、英米法等の他の法体系も考慮に入れて研究を再構築することを検討している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ドイツ法における議論（特に危険責任論）について、我が国では必ずしもよく知られていない少数有力説も含めて検討した結果、一定の新たな知見を得ることができた。これは、ドイツの通説的見解を繰り返すのではなく、我が国独自の責任法のあり方を検討することにつながる。また、こうした成果は、将来ありうべき不法行為法の立法的改革の際にも役立てることができるであろう。

研究成果の概要（英文）：The goal of this research is to elucidate theoretical basis and concrete rules of “non-contractual liability arising out of damage caused by dangerous things” with reference to German Tort Law. As a result, I found some clues to clarify this type of liability. However, it is also worth considering whether to reconstruct this project with reference to Anglo-American tort law.

研究分野：民法（不法行為法）

キーワード：不法行為法 ドイツ法

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内外の研究動向

高度に技術化された現代社会においては、高度の危険性を有する物や施設から生じる損害リスクについての責任（以下「物の危険に基づく責任」という）が重要な問題となる。現行法において存在するこの種の責任（工作物責任、製造物責任等）は、無過失責任または中間責任とされ、「危険責任の原理」により正当化されることが多いが、その原理の内容はなお不明確であり、責任の正当化根拠として十分かどうか疑わしい。また、無過失責任としての危険責任の理論についても、ドイツ法の検討を中心とする先行研究は存在するが、その具体的規律については未解明の点が少なくない。

以上の問題点に鑑み、本研究では、「物の危険に基づく責任」の理論的基礎と具体的規律を明らかにすることを目標とした。

(2) 従来研究成果との関係

自身のこれまでの研究との関係でいえば、本研究課題は、従来の研究を具体的な問題に即して展開することを目指すものであるということが出来る。すなわち、従来はヨーロッパ不法行為法の統一を巡る動向について研究を行ってきたが、当該研究は総論的でやや抽象度の高いものであったため、これをより具体的な問題について発展させようとしたものが、本研究課題である。

2. 研究の目的

本研究において明らかにすべき事項は、第1に、「物の危険に基づく責任」に関連するドイツ法の議論状況を調査・分析することである。本研究との関係で重要なのは、危険責任（*Gefährdungshaftung*）の理論と、社会生活上の義務（*Verkehrspflicht*）の理論である。これら2つの問題領域について、「物の危険に基づく責任」という文脈におけるその理論的意義を明らかにするとともに、過失責任と危険責任がどのようにその役割を分担しうるかを解明することが目標である。

第2に、ドイツ法の検討を踏まえ、日本法における解釈論的・立法論的提言のための検討を行うことである。具体的には、「物の危険に基づく責任」の解釈論的基礎（責任の正当化根拠と具体的な責任準則のあり方）を明らかにすることと、それに基づき立法論的再検討を行うことを重要な課題とする。

3. 研究の方法

研究方法としては、比較法的検討が中心となる。その際、議論の蓄積があることに鑑み、ドイツ法の検討を特に重要なものと位置付け、危険責任の理論と社会生活上の義務の理論を中心として、関連する議論の整理・分析を行った。

その際の検討に当たっては、ヨーロッパ不法行為法という文脈の中でドイツ法を捉え直し、ドイツ法を相対化しつつ、日本法との比較分析を行うことを試みた。これは、従来の我が国の議論において、ドイツ法に関する先行研究が少なからずあるにもかかわらず、その成果が実用化可能な形で受容されていないことを考慮したためである。

そのほかに、研究期間の前半は、ドイツ（フンボルト大学〔ベルリン〕およびマックス・プランク外国私法・国際私法研究所〔ハンブルク〕）での在外研究と重なったため、現地での文献調査・意見交換を行い、研究内容の深化に努めた。

4. 研究成果

(1) 主要な成果

本研究の最終的な目標は、ドイツ法を手がかりとして、「物の危険に基づく責任」の理論的基礎と具体的規律のあり方を明らかにすることにあつた。もっとも、以下の理由により、最終的な成果のとりまとめの方法については、なお検討中である。

ドイツ法上の議論においては、危険源を作出または維持する者に課される危険防止義務の違反としての社会生活上の義務により、物の危険に起因する事故の責任が拡張されるとともに、こ

れと危険責任との間に連続性を認める見解が有力である。また、危険責任の理論についても、伝統的見解とは異なる見解が散発的ながら主張され、危険責任の再構成につながる契機が見られる。もっとも、その一方で、比較的最近の議論が低調であることもあって、伝統的見解を再確認する以上の結論を導出することができるかどうか、まだ確信が得られていない。

また、ヨーロッパ不法行為法との関係においても、なお解明されていない点がある。例えば、ヨーロッパ不法行為法原則（PETL）の厳格責任（危険責任）の規定は、アメリカの第3次不法行為法リステイトメント20条とほぼ同内容となっているが、それがなぜPETLに継承されたのかということは説明されておらず、比較法的な影響関係についても、ドイツ法だけを見ていたのでは明らかにしえない点が残されている。

以上のような問題があることから、本研究課題において扱ったテーマについては、ドイツ法のみを検討対象として成果を取りまとめるか、あるいは、英米法等の他の法体系をも検討対象に加えた上でより包括的に考察する方向に進むか、なお検討の余地がある。後者の方法による場合は、本研究課題は、現在遂行中の研究課題（JSPS 科研費 20K01360）に承継される。

(2) その他の成果

以上のほか、本研究課題に関連する各論的課題について、以下の成果を上げた。

① 「物の危険に基づく責任」の一種である製造物責任に関し、ドイツ連邦通常裁判所の判決（製造物の欠陥を除去するために支出された費用の賠償が問題となった事例）および欧州司法裁判所の判決（欠陥の疑いはあったが、その存在を最終的に証明できなかった場合に、欠陥を認定することができるかどうか問題となった事例）を紹介・分析する論文を公表した（山本周平「製造物の欠陥と侵害回避費用の賠償——ドイツ連邦通常裁判所2008年12月16日判決および欧州司法裁判所2015年3月5日先決裁定の検討」松久三四彦ほか『社会の変容と民法の課題（下）』（成文堂、2018年）393～415頁）。

これらの事例で問題となった争点は、まだ我が国では実際に問題になっていないものの、建物の設計・施工者の責任に関する最判平成19年7月6日（民集61巻5号1769頁）とも接点を有する（動産の場合に同様の責任が認められるのかという問題につながる）ことから、その理論的・実践的意義は小さくないと考えられる。

② 2019年2月に早稲田大学で開催されたゲルト・ブリュッゲマイヤー（Gert Brüggemeier）教授（ドイツ・ブレーメン大学）の講演会に関し、講演原稿の翻訳（共訳）を公表した（ゲルト・ブリュッゲマイヤー（瀬川信久＝藤原正則＝林誠司＝山本周平訳）「民事不法行為法の基本構造——英米法を考慮に入れたドイツ・フランス・日本の分析（1）・（2・完）」早稲田法学95巻1号373～402頁（2019年）・95巻2号313～332頁（2020年））。

ブリュッゲマイヤー教授の講演は、不法行為責任を過失責任・企業責任・危険責任の3つに分けて体系化を図るものであった。これは、ドイツ法における通説からやや距離を置くとともに、英米法の影響も少なからず受けたものであり、比較法的観点からのドイツ法の相対化の必要性を感じさせるものであった。これは、ドイツ法を直接の検討対象としつつその相対化を意識したものである点で、本研究課題と方向性を同じくするものである。

③ ドイツ不法行為法の構造と体系に関する近時の議論を紹介・分析する論文を公表した（山本周平「ドイツ不法行為法の構造と体系に関する近時の議論」中原太郎編著『現代独仏民事責任法の諸相』（商事法務、2020年）215～232頁）。そこでは、我が国においても一部で不法行為法の立法的改革についての議論があることを背景として、ドイツの通説的見解と、それに正面から反対して責任法の再構成を企図する見解とを対比しつつ検討した。

前者の見解は、過失責任・危険責任という責任法の複線性を基礎として、過失責任において問題となる違法性をドイツ民法823条1項・同条2項・826条という「3つの小さな一般条項」において具体化するというドイツ民法の態度決定を正当化するものである。それに対し、後者の見解は、そのような態度決定そのものを批判し、様々な責任原理から動的システムを介して責任基準を導出し、これを責任の成否の基準とするものである。

この論文で行った作業は、本研究課題の背景にある問題を提示するものとして重要性を有する。また、特に後者の見解は、伝統的な危険責任論の再構成の契機をも含む点で、なお検討に値する。

④ 違法な仮差押えにより生じた逸失利益の賠償に関する最高裁判決（最判平成31年3月7日判タ1462号13頁）の検討を行い、公表した（山本周平「判批」民商法雑誌155巻6号1192～1196頁（2020年）、山本周平「判批」判例秘書ジャーナル（文献番号：HJ100071）1～8頁（2020年））。

この種の責任は、日本法では一般不法行為（民法709条）の問題となるが、ドイツ法では民事訴訟法において無過失責任を認める規定が用意されている（ZPO945条）。このことは、ドイツにおいても、施設の有する特別の危険を根拠とする典型的な危険責任とは異なるタイプの無過失責任類型が存在することを示唆するものであり、現在遂行中の研究課題（前述）の問題意識にも

接続している。

⑤ 使用者責任における逆求償について判示した最高裁判決（最判令和2年2月28日民集74巻2号106頁）について検討を行い、公表の準備を行った（山本周平「民事判例研究」北大法学論集72巻1号（2021年）掲載予定）。

使用者責任は、広義には無過失責任ともいえるものであり、一般的には、報償責任・危険責任といった無過失責任原理により正当化されてきた。しかし、最近では、このような考え方に対する批判が少なくない。その上で、これを端的に危険責任として再構成しようとする見解があるが、その反面、それに対する批判もあるところであり、正当化原理のレベルで争いが生じている。上記判決は、このような使用者責任の基礎的理解にも関わる点であり、無過失責任論一般にも影響しうることから、その根底において本研究課題に関連している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 山本周平	4. 巻
2. 論文標題 ドイツ不法行為法の構造と体系に関する近時の議論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中原 太郎【編著】『現代独仏民事責任法の諸相』（商事法務）	6. 最初と最後の頁 215 232
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本周平	4. 巻
2. 論文標題 （文献番号：HJ100071）違法な仮差押命令の申立てと債務者がその後に債務者と第三債務者との間で新たな取引が行われなくなったことにより喪失したと主張する得べかりし利益の損害との間に相当因果関係がないとされた事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例秘書ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1 8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本周平	4. 巻 155巻6号
2. 論文標題 違法な仮差押申立てによる逸失利益の賠償	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1192 1196
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬川信久・藤原正則・林誠司・山本周平	4. 巻 95巻2号
2. 論文標題 〔翻訳〕ゲルト・ブリュッゲマイヤー「民事不法行為法の基本構造（2・完） 英米法を考慮に入れたドイツ・フランス・日本の分析」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 313 332
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 瀬川信久・藤原正則・林誠司・山本周平	4. 巻 95巻1号
2. 論文標題 〔翻訳〕ゲルト・ブリュッゲマイヤー「民事不法行為法の基本構造(1) 英米法を考慮に入れたドイツ・フランス・日本の分析」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 373 402
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 山本周平	4. 巻 456号
2. 論文標題 相続構成と扶養利益構成	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 34 37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本周平	4. 巻
2. 論文標題 医療過誤	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 潮見佳男・山野目章夫・山本敬三・窪田充見【編著】『新・判例ハンドブック債権法』(日本評論社)	6. 最初と最後の頁 183 189
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本周平	4. 巻
2. 論文標題 製造物の欠陥と侵害回避費用の賠償 ドイツ連邦通常裁判所2008年12月16日判決および欧州司法裁判所2015年3月5日先決裁定の検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 松久三四彦=池田雅則=後藤巻則=新堂明子=金山直樹=大島梨沙=水野謙【編集】『瀬川信久先生吉田克己先生古稀記念 社会の変容と民法の課題(下)』(成文堂)	6. 最初と最後の頁 393 415
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本周平	4. 巻 238号
2. 論文標題 建物の設計・施工者の責任	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 窪田充見 = 森田宏樹【編】『別冊ジュリスト 民法判例百選 債権〔第8版〕』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 172 173
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山本周平
2. 発表標題 ドイツ不法行為法の構造と体系に関する近時の議論
3. 学会等名 北大民事法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 山本周平
2. 発表標題 違法な仮差押えによる逸失利益の賠償を否定した事例
3. 学会等名 北大民事法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山本周平
2. 発表標題 「欠陥の疑い」と製造物責任 欧州司法裁判所2015年3月5日先決裁定の検討
3. 学会等名 北海道大学民事法研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

早稲田大学リポジトリ
<http://hdl.handle.net/2065/00073419>
<http://hdl.handle.net/2065/00064012>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
ドイツ	フンボルト大学ベルリン	マックス・プランク外国私法・国際私法研究所	